

○笹川課長 それでは、ただいまから、第35回「内閣府本府政策評価有識者懇談会」を開催いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今回はオンラインシステムを活用しての開催となります。万が一、不都合ございましたら、事務局までお知らせいただければと思います。

まず、資料の確認をいたします。

資料は1から3、参考資料は1から4でございます。

それでは、本懇談会を主催いたします渡邊政策立案総括審議官から一言挨拶を申し上げます。

○渡邊政策立案総括審議官 今、御紹介いただきました、8月1日付で内閣府の大臣官房政策立案総括審議官を拝命いたしました渡邊と申します。初めてお目にかかる先生がほとんどだと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙の中、オンラインも含めまして御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本日はオンラインシステムを活用しての開催ということになりました。このような形での開催につきましては、今後も継続して行われる可能性もありますので、何とぞ御理解を賜ればと思います。

また、昨日、菅内閣が発足をいたしまして、組閣翌日ということで、私のほうはこの後、大臣の引継式などの進行のために少し席を外さなければいけませんので、冒頭だけの出席となってしまいます。大変申し訳ございませんけれども、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様にご多大な御協力をいただき策定をいたしました、第7次内閣府本府政策評価基本計画におきましては、大きく4つ、1つ目は施策の大括り化、2つ目に政策評価周期の見直し、3つ目にPDCAサイクルの明確化、4つ目にEBPM、行政事業レビュー、こうした類似の施策との連携など、大幅な見直しを行ったところでございます。

この新基本計画の下では、評価対象施策を各年度に分散化することとしておりまして、今回は第1グループに属する施策を中心に、令和元年度政策評価書について御議論をいただきます。それで、今後の目標設定につなげていければと考えております。

また、基本計画に掲げられている検討事項のうち、政策評価と他の評価スキームとの関係、こういったところにつきましても先生方から忌憚のない御意見を賜ればと考えております。

なお、政府におけるEBPMの推進等の動きを受けまして、今回から、佐藤先生をはじめ3名の先生方に加わっていただくことになりましたので、先生方におかれては、御指導、御鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

座長は引き続き山谷先生にお願いするということでございますので、座長のお務めをどうぞよろしくお願い申し上げます。

私からの挨拶はこれで終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○笹川課長 今の政総審の挨拶にもございましたけれども、今回より3名の先生方に委員として加わっていただいております。

東京都立大学法学部教授の伊藤委員、一橋大学経済学研究科教授の佐藤委員、横浜市立大学国際商学部教授の白石委員でございます。

伊藤委員におかれましては本日は所用のため欠席、白石委員におかれましては所用が早く終わればオンラインで参加予定となっております。

本日、御出席いただいております佐藤委員より、一言御挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。

政策評価という点で、国交省で田辺先生と一緒にやらせていただいております。あとは、行政事業レビューも長年関わっておりますので、その辺りの知見を生かせたらと思います。よろしくお願いいたします。

○笹川課長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。議事の進行につきましては、山谷座長からよろしくお願いいたします。

○山谷座長 山谷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日初めて内閣府ではオンラインでやるということで、藤田委員、南島委員、そして私、あまり慣れていないものですから、ちょっと不都合なところがあるかもしれませんが、そのときには御容赦をお願いいたします。

それでは、本日の議題は2つでございます。議題1は、令和元年度内閣府本府政策評価（事後評価）についてです。議題2は、政策評価と他の評価スキームとの関係についてでございます。

議題2については、具体的な事例を基に率直な議論をしたく、非公開とさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題1に関しまして事務局よりお願いいたします。

○小池課長補佐 山谷先生、ありがとうございます。

政策評価広報課で補佐をしています小池と申します。よろしくお願いいたします。

議題1に関しまして、まず資料1及び資料2を御覧いただければと思います。

まず、資料1が、令和元年度が政策評価対象時期となっている政策評価書の全体となっております。資料2がその個別の評価結果を一覧表の形でまとめたものでございます。資料2を御覧いただきながら御説明したいと思います。

今回の事後評価は、第6次内閣府本府政策評価基本計画及び令和元年度本府政策評価実施計画に基づきまして、令和元年度に実施した施策について評価を実施したところでござ

います。いわゆる今年度からの基本計画の前の旧体系に基づいた評価となっております。

薄い橙色と水色で網かけをした施策が対象となっているところでございまして、実績評価方式は橙色で34施策ございます。総合評価方式は5施策となっております。

赤枠で囲んでいる部分が評価結果でございますけれども、数字がついていると思いますが、こちらの数字に関しては、総務省が提示しています「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」に基づいて、例えば②でしたら「目標達成」、③は「相当程度進展あり」、④「進展が大きくない」といった5段階評価になっていまして、それを基につけたものでございます。

実績評価方式のうち目標未達成時評価というものを除きますと26施策あるのですけれども、そのうち、②の「目標達成」になっていますのが14施策で全体の54%、③の「相当程度進展あり」が8施策で31%、④の「進展が大きくない」が2施策で全体の7%となっております。

総合評価方式を取っておりますのは、大きく分けて3つございまして、地方分権改革、宇宙開発利用の推進、子ども・子育て支援の推進となりまして、文言は異なりますけれども、目標達成に向けて進捗ということになっておりますが、後ほど部局の皆様を呼びましてヒアリングを行うことになっておりますので、詳細はそちらで御説明をお聞きいただければと思っております。

全体の御説明は以上です。山谷先生、お返しいたします。お願いします。

○山谷座長 ありがとうございます。

今年度からスタートする内閣府本府政策評価基本計画（第7次）では、評価対象施策を各年度に分散化することとしております。

本日は、令和元年度内閣府本府政策評価（事後評価）のうち、令和2年度内閣府本府政策評価実施計画に挙げられている施策、地方創生、地方分権改革、経済社会総合研究、宇宙開発利用、子ども・子育て支援の推進、これらを中心に各部局から御説明いただき、今後の目標設定の際の参考にしてまいりたいと考えております。

なお、未達成時評価方式を取っております国際平和協力につきましては、別途、事務局から説明いたします。

1部局につきまして説明10分、質疑応答10分をお願いしたいと思います。

では、地方創生推進事務局、お願いいたします。

○桑田参事官 地方創生推進事務局の総括参事官の桑田でございます。先生方にはいつも御指導をいただいております。ありがとうございます。

私どもから提出いたしました政策評価書の事後評価結果につきまして御説明させていただきます。資料1の5ページからが私どもの関係の資料になります。

まず、「『環境未来都市』構想・自治体SDGsの推進」の関係でございます。「環境未来都市」構想という看板で平成20年代の前半は進めておりましたけれども、その後、SDGsの理念の普及に伴いまして、今は自治体SDGsというコンセプトの枠組みで同様の取組を発展

的に継承して進めているところでございます。

SDGsの達成に向けて優れた取組を行う都市を「SDGs未来都市」として選定しておりまして、その中でも特に先導的な取組を「自治体SDGsモデル事業」として選定して、財政的な面も含めて支援を行うということで、成功事例をつくって後押しして地方創生SDGsの深化につなげているというのが取組の中身でございます。

目標の達成状況につきましては、中段にありますけれども、測定指標の1番の「都道府県及び市区町村におけるSDGsの達成に向けた取組の割合」、これはアンケート調査で確認をしているところでございますけれども、目標達成年度である令和2年度に向けて取組を推進中という状況でございます。ですので、達成状況については、今「－」にしているところでございます。測定指標2の「『地方創生SDGs官民連携プラットフォーム』への参加団体数」につきましては、既に目標値を上回る結果となっているところでございます。

それに加えて、実際の取組として国際フォーラムの開催やSDGs金融の取組の推進といった、普及活動を進めているという現状もございまして、総合的に勘案しまして、③の「相当程度進展あり」と自己評価しているところでございます。

続きまして、6ページ目の「都市再生安全確保計画の策定の促進」について御説明させていただきます。

本施策は、都市再生緊急整備地域において、大規模災害が発生した際の帰宅困難者対策、また、BCPのために必要なエネルギーの安定供給を目的とした計画を策定するという点について、どのように取組を深めているのかということで評価をしております。

目標の中身といたしましては、この都市再生安全確保計画のいわゆるPDCA、計画策定、進行状況の確認、実際の取組活動の中身、そういったものを一巡していくということと、どれだけ量をこなしていくのかということで、目標として令和元年度に13。これは、現在21の計画があるわけでございますけれども、そのうち13計画について1回は更新をしようというような計画の目標の意味でございます。その意味で、令和元年度14件の実績により、目標を達成しているということで、②の「目標達成」と評価をしているところでございます。

そして、次のページになりますけれども、施策の③「地方創生リーダーの人材育成・普及の推進」に関してでございます。本施策は、地方創生人材育成に関しまして、各地域で地方創生の施策を推進できる人材を実際に育成していくこと、そして、地域の企業にとって役に立つ専門人材を確保していくこと、そういうことを目標にして具体的取組をしております。プロフェッショナル人材事業戦略拠点を各都道府県につくりまして、人材の採用支援をする、あるいは地方創生カレッジ事業においてeラーニングでそういった人材を教育していく、そういう内容でございます。

それぞれの指標につきまして、「プロフェッショナル人材事業戦略拠点等の相談件数」につきましては、目標が5万件ですけれども、令和元年度は目標に照らして9割弱の進捗にとどまっております。測定指標2の「地方創生カレッジの受講者数」につきましては、

目標に照らして207%、目標が1万人のところを2万人以上の参加を得たということであり、そういう実績を踏まえて、評価としましては③の「相当程度進展あり」という判断にさせていただいているところでございます。

次のページの「地方創生推進に関する知的基盤の普及・促進」の取組でございます。これは地域経済分析システム（RESAS）という、私どもの地域経済に関する総合的なデータベースのデータを分かりやすく発信し、実際にそれを皆さんに活用していただくという取組をしているところでございます。その普及に向けてRESASに関わる関係者、行政職員や住民を対象とした説明会を開催したり、こういうデータを使ってどのような実際の政策ができるだろうか、地域での知恵を出していただく政策アイデアコンテスト、こういったものの実施件数の目標についてそれぞれ達成していることから、「目標達成」と評価をさせていただいているところでございます。

次のページの施策⑤の「国家戦略特区の推進」でございます。国家戦略特別区域法の下で、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進しまして、産業の国際競争力の強化、国際的な経済活動の拠点形成を促進していくという取組でございます。

測定指標1の「規制改革事項（規制改革メニュー）数の累計」につきましては、目標値には及ばなかったのですが、おおむね目標を達成しているということで取組は有効と判断しているところでございます。目標110に対して106でございます。測定指標2の「全ての国家戦略特区で認定された区域計画における事業数の累計」につきましては、目標330に対して354ということで、目標達成ということでもあります。両方の目標の達成状況を踏まえて、「目標達成」という評価をしているところでございます。

次のページ、「中心市街地活性化基本計画の認定」の評価でございます。中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するというのが中心市街地活性化の取組の趣旨でございます。

この取組の評価といたしまして、令和元年度に基本計画が終了した市町村におきまして、基本計画に定めた目標指標の実績数値が計画策定時の基準値を上回った指標がどれだけあるのかというふうに数字を捉えまして、74指標のうち45指標で上回っているということでもあります。約61%ということでありまして、目標の60%を上回っているということで、「目標達成」と判断させていただいております。

次のページの「構造改革特区計画の認定」についてでございます。構造改革特区につきましては、地域の特性に応じた規制の特例措置を活用した独創的な構想を実現していくという趣旨で、その手助けを制度的にしているところでございます。認定件数が現在17件ございまして、それに加えて新規特例措置が2件追加されているということでもあります。

令和元年度は21の特区計画の認定件数が目標ではあったのですが、目標件数には達しておりませんが、新たなメニューも追加されている中で④の「進展が大きくない」という判断を自己評価としたところでございます。

次のページ、「地域再生の推進」でございます。これは、地方公共団体が行う自主的か

つ自立的な取組による地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するという趣旨のものであります。

測定指標の中で、1番目の「地域再生計画の認定件数」、地域でそういった総合的な取組をしていく上での計画の認定の件数につきましては、目標値1,190件に対して令和元年度は1,459件ということで達成しているところでございます。

また、それぞれの個別の計画の目標達成状況につきましては、測定指標2でございますけれども、それぞれの計画で「目標を上回っている」、あるいは「目標どおり」とした計画の割合につきましては、令和元年度の内容については、集計中ではありますけれども、現状を調査したところ、7割弱、66.5%が目標を達成できる見込みと答えております。そういう中で、目標値に近い割合で最終的には成果が現れるのではないかとということで、目標達成度合いの測定結果といたしましては③の「相当程度進展あり」ということで、暫定的な評価をさせていただいているところでございます。

次のページの「総合特区の推進」でございます。この施策につきましては、総合特別区域法の下で産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するという内容でございます。

令和元年度の評価結果につきましては、令和2年6月半ばを目途に指定地方公共団体等から自己評価書が提出されまして、有識者委員による評価を経まして、本年10月を目途に取りまとめて公表される予定であります。よって、現段階では目標達成度合いの測定ができておりません。ただ、平成30年度を見ますと、測定指標の「総合特区事後評価の結果における全特区の平均値」が、そこにありますように国際4.2点、地域3.9点ということで、それぞれ目標を達成しているという状況でございます。

次のページで「地方版総合戦略に基づく取組の推進」でございます。この取組は、地方創生推進交付金と地方大学・地域産業創生交付金と2つの交付金事業を対象にさせていただいております。地方創生推進交付金につきましては、地方版総合戦略に基づいて、地方公共団体が自主的・主体的に実施する先導的な取組を安定的かつ継続的に支援するということが狙いでございます。また、地方大学・地域産業創生交付金では、日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」を地域の産業と連携して進めていくということで、地域における若者の修学、就業を促進するということを目標にしているところでございます。

これらの交付金事業の評価の測定指標につきましては、測定指標の1番目と6番目につきましては、目標をそれぞれ達成しているということでございますけれども、2から5につきましては、数値が未確定でございまして、現在では判断ができていない状況でございます。集計が終了次第、目標達成度合いの測定結果を判断して、施策の分析を行うこととしております。

なお、これらの指標のうち、主要な定量的指標として位置づけております2番目と6番目の指標につきましては、6番目の「地方大学・地域産業創生交付金の対象となる認定計画

に関し、目標とする大学組織改革に向けた年度毎の取組目標を達成した認定計画の割合」という指標につきましては、100%の達成ということであります。また、2番目の「地方創生推進交付金を活用して実施した事業について、事業の実施主体が事前に設定したKPIを達成した割合」につきましては、令和元年度は集計中でありませけれども、平成30年度については目標を達成しているという状況でございます。

以上で、10分強になりましたけれども、私どもの提出しております政策評価書の全体の御説明とさせていただきます。

御質問、御意見等をよろしくお願いたします。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、これから10分ほど皆様方の御質問、御意見を賜りたいと思います。どなたからでも結構でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

○田辺委員 では、田辺のほうから、若干の御質問でございます。

地方創生のプログラムというのはかなり幅広くて、いろいろなさっているなというのが率直な感想でございますけれども、個々の事業を横並びで見たときに、果たして何が一番効果的だったのかなというのは実際のところ知りたいところでございます。

切り口は幾つかあって、どこを対象にというやり方もあるのですが、その部分を別にして、手段みたいなところで見ていきますと、例えば8ページのところで言うと、分析システムということで、ある意味知識ベースのところ、分析能力を高める、みたいな事業があり、それから、戦略特区その他の特区制度が幾つか複数ありますけれども、これは特区で規制緩和をやって自由にやっていただくみたいなところもあれば、他方で、最後のところに交付金みたいな仕掛けを設けて、KPIとセットだと思いますけれども、そこでいろいろな事業をやっていただくというような手段というのを横並びでぱっと見ているのであります。個別の評価をするとそれなりにできているということになるのだとは思いますが、やはり地域創生のところでメニューが膨らんでいく一方なので、どれが効くのだというのが、評価者としても、地方に関心がある者としても知りたいところなのですが、そこら辺の客観的な話というよりは主観的な話になるのかもしれませんが、何かコメントがあったらぜひお教えいただければと思います。

○桑田参事官 田辺先生、貴重な御意見をありがとうございます。

御指摘のとおり、今日提出させていただいております評価書は、各事業、各個別の施策についてのテクニカルな指標についての達成状況の説明でございました。そもそも総体として地方創生政策というものは進んでいるのか、いないのかという意味での取組の評価になりますと、私ども地方創生の総合戦略、そして毎年度の取組の基本方針といったものをつくっておりますけれども、そういうものの中での政策としてのKPIも当然つくっているところでございます。

さらに、そもそも今の地方創生の看板、何を一番狙いとしてやっているのかということになりますと、非常に大きなテーマが東京一極集中の是正ということになります。まち・

ひと・しごと創生本部というのが26年にできたときの狙いというのが、当時、増田寛也さんから地方都市の消滅可能性につきまして衝撃的なデータが出されたわけでございますけれども、そういった将来、地方がなくなってしまうということへの危機感で、人口減少を食い止めねばならないというところが非常に重たい宿題でございます。

そういう意味で見たときに、実際に地方の人口の減り具合はどうなっているのか、東京の一極集中の是正はどういうふうに進んでいるのかということが大きな、一番マクロ的な政策の取組の成果だと認識しているところでございます。私ども実務的に日々行っております個別の施策とのアウトプット、個別の施策の成果をそういう大きな目標に照らしてどうかというふうにやるというのは、まさに実務的な検証としてはあまりにも大き過ぎるということでございまして、どうしてもそれぞれの取組についての反省というのはこういった形にならざるを得ないのかなと思うところでございます。

今年にはコロナの影響もありまして、東京一極集中の是正に関しましては、6月、7月に初めて東京圏の転出入が逆転したというデータも出ております。そういう状況下におきまして、リモートワークの普及のようなことも半ば強制的に国民に体験があったわけございまして、そういう局面の中で地方創生の新しい取組、新しい流れをつくれるような雰囲気でもありますので、来年度に向けてウィズコロナの中でどのような地方創生ができるかということを考えながら新しい取組を進めていきたいと思っているところでございます。

また、この政策目標につきましても、先ほどそもそも内閣府として政策評価の目標設定のやり方を来年度は変えていこうということでございますので、そういう中で田辺先生から先ほどお話がありましたような御指摘を踏まえた、新たな目標のくくり方ということも考えていこうと思っているところでございます。引き続き、御指導のほど、よろしく願います。

○佐藤委員 佐藤です。

私も地方財政を専門にしているのですが、大きく3点ほどですけれども、田辺先生の御質問にも関わりますけれども、これはいろいろな施策と事業がぶら下がっているの、ロジックモデルは何だろうなど。出口は一極集中の是正であれ、地方経済の再生であれ、それにつながるロジックモデルは一体どんなふうになっているのか。施策が横並びになっているものですから、お互いの相互関係がちょっと分かりづらくなっているなということ。

それに関わるのですが、やはり地方創生の主役は当然地方自治体でありますし、いつもくっついてくる総務省がいて、もちろん公共事業絡みなら国交省がいて、内閣府さんがその間にいるという感じで、立ち位置ですよね、つまり大きく地方経済に関わる各ステークホルダーの中での内閣府の立ち位置はどこなのだろうというのがところどころ見えなくなるのです。

地方大学の話ですれば、この事業は行政事業レビューでやったので覚えていますけれども、文科省も関わってくることになりますので、意外とステークホルダーがいろいろと入

り込んでいるわけです。まさにこれは誰の貢献でどうなったのとアウトカムだけを見ても、これはあなたの貢献なのか、誰かの貢献なのか、たまたま運がよかったのかというのが分からないですね。なので、その辺の立ち位置を明確にするのと、全体的なロジックモデルを作るということをやらないと何とも言えないかなということが一つ。

もう一つですけれども、果たして測定指標が正しく実態を表しているのかなと。9ページを見て、やはりそうかなと思ったのですけれども、目標達成という評価ですが、世界銀行のビジネス環境ランキングを見ると、日本はずっと下がっているのです。これはよく新聞でも指摘されていたと思うのです。

したがって、国家戦略特区がビジネス環境ランキングにどう影響するかは横に置いておいても、必ずしもこういう特区を進めていることが、世界的に見て日本のビジネス環境を改善しているとはちょっと言い難いのではないかと。もちろんこれは規制緩和の話も絡むので、別にこの事業、この施策だけの話ではないのですけれども、果たしてこの測定評価というのが肌感覚に合っているのかどうかというのが若干疑問だなと思っています。

12ページも似たような感覚を持っていて、「相当程度進展あり」とは言うのですが、2番はまだ集計中だから対象にしていないのだと思うのですが、明らかに下がっていているのです。だから、これは多分このまま下がるだろうというのは想像に難くないので、果たして肌感覚的にこの測定評価が実態を表しているのかなと。

KPIの達成した割合というのをよく出すのですけれども、自治体ごとによってKPIがばらばらだったときに、それを足して割って何か意味があるのかということにもなりますし、重要なKPIとどうでもいいKPIもあるわけですから、その辺を同じにカウントしていいのかということもあるので、測定指標のところはどうなのかなと思ったのです。

もう一つだけ最後に、財政学者として気になったのは、補正予算をよく使っているのです。補正予算で入って行って、それが繰り越されて次の年に回って行っているという姿が幾つか散見されるのですけれども、当初予算に対して補正予算が組まれる、つまりこの事業はもともと予定された金額ではできないという見込みでやっているのか。全体で見ると執行率が低いのです。なので、予算は本当に適正な規模でやっているのか。本来本当に必要な金額であれば、補正以前に当初予算でやるべきことでもありますよね。補正なので、追加の仕事が入ったと言えそうかもしれませんが、そもそもこの予算規模は適正なのかということは別途問われるかなと思います。

以上です。

○桑田参事官 御指摘ありがとうございます。

まず、立ち位置に関してですけれども、内閣府自体がそもそも個別の各省の専門的な行政の枠組みにとらわれずに、各省横断的な取組、あるいは隙間に落ちている取組を各省と連携しながら進めていくというような位置づけがございます。

地方創生の先ほど御紹介いたしました「まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、各省と連携して、まさに政府全体で意思決定した閣議決定として策定して総合的に

取組をしているところでございます。ですので、今日御紹介しております各施策につきましても、地方創生部局で主たる責任を持ちつつ、各省とも連携をしながら進めているというものでございます。

また、それぞれの目標の在り方につきまして実態を反映しているのかということにつきましては、先ほどの田辺先生への御回答とも重複しますけれども、どうしても私ども、個別の施策のテクニカルな指標設定の中で達成状況を判断していった場合に、それを定量的な評価結果としてお示ししていくという中で、達成した、しないという形になっております。ですので、それはそういう前提として御覧いただくということで、その上でもう少し広い意味での政策としての効果がどうなのかといったところは、そこは当然、私どもとしましても、ここで目標を達成した形になっていても、それが本当に目標の政策として広い意味で目標達成になっているのかといったところは検証しながら進めていかなければいけないだろうなというところはございます。そういう意味で、より高度な、高次元の目標設定も併せて必要ではないかという認識は持っているところでございます。

財政面の御指摘につきましては、予算に執行残が生じたり、あるいは逆に補正で対応せねばなくなる面、それぞれの事業の環境によって違いはあるところでございますけれども、例えば8ページの「地方創生の推進に向けたRESASの普及促進」の地域経済分析システム、データベースに関しましても、令和2年度補正予算でまさにコロナ禍におけるリアルな人の動き、地域経済の実態をいろいろなデータソースを厚くしながら分かりやすく発信することを通じて、これは7億円ぐらい補正予算を一気につけて取り組んでいるわけです。そのときのまさに足元の必要性、効果があるというところに関しまして、財政面で機動的に対応して事業を進めているところでございます。

もちろん、それぞれの事業についての財政面での必要性の検証につきましても、併せて自己評価をしなければいけないのは当然でございます。一概に地方創生全体として財政面の評価はこうだということは言えませんが、引き続き検証してまいりたいと思っております。

○山谷座長 どうもありがとうございます。

予定の時間を過ぎてしまいましたので、大変申し訳ございませんが、地方創生推進事務局からのヒアリングは以上で終了とさせていただきます。ありがとうございました。

○桑田参事官 どうもありがとうございました。

○山谷座長 続きまして、地方分権改革推進室より御説明をお願いいたします。

○加藤参事官 地方分権改革推進室の参事官の加藤と申します。よろしくをお願いいたします。資料は、35ページ以降が地方分権の部分になっております。

37ページを御覧いただきたいと存じます。総合評価ということで調書を作らせていただいております。

この調書でございますが、今回は評価に関しまして、評価の期間、時期、また評価方式等、議論があったやに伺っております。そういうこともありまして、私どもこの調書を作

成したのが令和2年9月、今月ということでございまして、十分な分析ができていますかどうか、おぼつかない部分もございます。

また、地方分権ということになりますと、地方が自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることができるように、そのための基盤を整えるということで、制度改正や運用改善を行う取組でございまして、実際の外部的な効果、実質的な効果というのは、それを踏まえまして地方がそれを使ってどういうふうな施策、サービスを展開するかというところに係ってくる部分がございます。

そうしたこともございまして、地方分権の評価を国の段階でやるということはなかなか難しい部分がございますし、私どもも試行錯誤をしているということでございます。その点も併せてお含みおきいただきまして、十分な評価になっているか、心もとない面はありますが、お聞きいただければと存じます。

37ページでございしますが、5番のところに施策の概要を書いております。先ほど申し上げました、「地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図ることが可能となるよう、必要な制度改正や運用改善を行う取組」、これが地方分権改革の推進ということになります。

具体的には、その下でございしますが、「平成26年からは、地域の発意に根差した息の長い取組」ということで、地方のほうから、提案募集方式ということで、こういうふうな制度改正なり、こういうふうな形で改めてほしいという提案を出していただきまして、それを踏まえまして所要の権限移譲、規制緩和等を実施する。そういう取組サイクルで回しております。あわせて、地方が取組を進めるに当たってのノウハウを把握できるような情報発信とか地方支援を実施しているということになります。

6番、施策の目的。重なりますが、地方公共団体が、自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための制度改正を行う。それを通じて、地方において住民サービスの向上を期するということになります。

次の38ページが、令和元年の施策の実施状況になります。まず、一番大きな取組、大宗を占める取組でございまして、令和元年の提案募集に関する取組ということを書いております。令和元年提案募集ということで、地方から提案を募って、それを基に各府省と調整をして成果を得ていくという仕組みでございしますが、これにつきましては後ろの42ページに別添1で時系列的な流れをつけております。その流れのような形で実施いたしまして、12月の下旬にこの提案募集に関する対応方針を政府として閣議決定しております。それに向けまして、学識経験者等で構成される有識者会議、さらにその下の提案募集検討専門部会、これを合わせて16回開催するという形で、専門的な見地から検討を行っていただいております。

その結果でございしますが、数値的な部分ということになりますと、地方から301件の提案をいただいているということでございまして、そのうち内閣府、私どもと関係府省が調整を行う案件ということでリストアップしたものが178件、うち約9割について提案の趣旨を

踏まえた対応、これは全てという部分もございますし、一部提案でこなせる部分をこなしたというところもございますが、その対応、9割につきまして実施にこぎ着けたということになっております。時系列的な結果につきましては、表のとおりでございます。

そのうち、②でございますが、法律改正が必要なものにつきましては一括法を取りまとめ、国会に提出いたしまして、本年6月に成立を見ております。

これが大きな取組となりますが、それ以外に令和元年中におきましては、翌年度、令和2年の提案募集に向けた取組も始まっておりまして、①でございますが、令和2年の提案募集の実施方針を有識者会議に諮りまして定めたということでございますし、39ページでございますが、地方支援の取組ということで、提案をいろいろ出してもらった様々な地方団体の気づき、私どもが制度改正を行う素材となるものですが、そういったものをたくさん出してもらわなければいけないということがございまして、様々、地方支援の取組を展開しているということでございます。資料は別添2、43ページでございますが、研修・ワークショップ、あるいは提案を検討するに当たっての様々なツールの提供等を丁寧に行わせていただいております。

その結果、提案募集につきましては、令和元年は6年目だったと思いますが、例年300件近くの提案をいただいているということでございます。また、掘り起こしを行った結果、これまで出していただけなかったのですけれども、新たに提案募集を出していただいた団体も着実に増えているということになっております。

また、③情報発信の取組ということで、様々なものを行っているということでございますが、数値的なものを整理させていただいております。

次の40ページ、政策効果の把握でございます。まず、必要性の部分につきましては、今のような提案募集の方式をやっておりまして、実際、これを受け止めて住民サービスの提供を工夫するというか、そこで効果を上げていく。実際に受け止める側の地方3団体の側からの評価を引用させていただいておりますが、「地方分権改革の歩みを着実に前進させるものとして評価する」といった肯定的な評価をいただいているということになりますし、また、毎年300件を超える提案ということでございます。まだまだ地方側のニーズは高く、底堅いものがあるのではないかとということで、必要があるものと受け止めております。

(2)の効率性の部分でございます。この取組によりまして、先ほど申し上げましたが、調整対象となった案件のうち約9割について対応を実施したということで、相応の効果を上げている、効率性があるのではないかと認識しております。また、当室の予算は会議運営や啓発等に係る限られたものでございます。その執行によりましてこういった形での成果につなげているということでございますので、効率性は認められるのではないかと考えております。

(3)の有効性の部分でございます。同じく、地方3団体からのコメントを引用させていただいておりますが、「実現・対応の割合が高いものとなった」、また、具体的な例が出ておりますが、「土地利用、空家対策や子育て支援の充実といった喫緊の課題について

成果を上げた」ということをいただいておりますので、実際、それを受けてサービスを展開する側の地方公共団体からも御評価いただいているということでございますので、有効な取組ではないかと認識しているところでございます。

10番、今後でございますが、そういった基本認識がございますので、引き続き、この地方からの提案を生かして取組というものを適切に運用し、回していきたいという趣旨のことを記載してございます。

11番、学識経験者の知見の活用ということでございます。先ほども触れましたが、この提案募集方式の運用に当たりましては、節目節目でヒアリング、検討といったところで有識者会議、提案募集検討専門部会を合わせて16回開催ということでございまして、専門的見地から詳細かつ多岐にわたる検討を行っていただいているものと認識しております。

最後の41ページ、(1)統計・データでございます。こちらは数字としては、私どものほうで用いる統計というものはございません。

(2)学識経験者の知見の活用に関する情報でございますが、先ほど、かなり回数を重ねて開催いただいているということをお願いしましたが、その中で政府としての方針決定に至る前段としての対応方針案を取りまとめていただいております。これは昨年11月でございます。また、今年度の提案募集の前段として、2月でございますが、実施方針等を決定していただいているということで、こういう形で専門家の知見のアウトプットも得ているところでございます。

説明は以上でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの地方分権改革推進室の御説明に対して、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

藤田委員、お願いします。

○藤田委員 ありがとうございます。

御説明ありがとうございます。2点御質問させていただきます。

第1点目は、39ページのところで、提案件数と団体数の表がございますけれども、平成30年までは提案件数よりも提案団体数のほうが少なく、恐らく1団体が何件か提案をされていたのではないかと思います。それが令和元年に逆転しまして、団体数のほうが多くなっているというのは、幾つかの団体で一つの提案をするという、そういった数が多くなったという理解でよろしいのでしょうか。この辺の背景的なことを少しお教えいただければと思います。これが第1点です。

2点目は、総合評価方式ということで必要性和効率性和有効性の評価をしているのですが、効率性の評価のところを少し疑問に思っております。こちらの効果の把握というところで、内閣府が関係府省と調整を行った案件の約9割について対応されたというところ、あとは限られた予算で効率的に執行している、そのことをもって効率的にされているという評価なのだと思いますけれども、この9割の対応というのは、次の有効性の基準とい

うか、評価の根拠にもされておりまして、これは9割について対応されたということが果たして効率的という話なのか、むしろ評価の実績というか、有効性のほうに係るののではないかというのがちょっと疑問に思った点であります。

また、限られた予算で執行しているというのも、ほとんどの事務事業においてそのようにされているかと思いますので、それをもって効率的というのはどうなのかなというところが疑問に思ったところでございます。

以上です。

○加藤参事官 ありがとうございます。

まず、提案件数、提案団体数の問題でございます。ちょっと聞きづらいところがありまして理解できているかどうかというところもございますが、提案件数に比べて提案団体数がかかなり多いのではないかとこのところでございます。

これにつきましては、提案件数は1団体につき1つとは限りません。むしろ、よく提案があつて調整する中では、各府省から1つや2つのところの例ではみたいなことも指摘を受けることがございます。ですので、いろいろな支障事例について、むしろほかの団体とも共有を図ったりしながら共同で提案していただく、そういう仕組みも設けておりますし、ある程度早い段階で私どもに事前相談いただいたものについては、こういう提案を考えている団体はある、それについて、皆さん、いかがですか、あるいは皆さん、ほかに支障事例とかこうしたほうが良いということで加える点はありませんかという形で、提案に共同で乗っかるといいますか、この指とまれ方式というか、そういう形で乗っかる団体が出てくるところがございまして、提案団体数が増えるという傾向がございまして、それが一つ。

次に、40ページの効率性と有効性のところで、効率性のところを9割ということで測るのはいかがか、有効性とも重なっているのではないかとこの御指摘でございます。

ここは、私どもも大変悩ましく、何をもって効率性を測るべきなのかというところで、正直、私どももこれでやれば良いのではないかと、ここの部分から評価すべきだと自信を持てる物差しを持っているわけではございません。その中で、もし語るとすればという段階で、ここの部分を取り上げさせていただいているということでございます。

予算の面については、限られた予算ということで一くくりにして申し訳なかったのですが、ちょっと舌足らずだったかもしれませんが、私どもはまさに事務費しか予算としては措置いただいているということ、それ以外に、例えば様々な交付金とか補助金というものを用いているわけではない。あとは純粋に、ピュアに、自治体からの素材をいただいて、それを基に整理しているということでございますので、まさにと申しますか、非常に絞られた予算の中でやっているなというところが認識としてもございますので、こういうふうに書かせていただいているというところでございます。

○山谷座長 よろしゅうございますか。

○藤田委員 ありがとうございます。

○山谷座長 私のほうから、佐藤委員、田辺委員のほうが見えませんが、もし田辺委員、佐藤委員、御質問、コメントがございましたらお願いします。

○佐藤委員 佐藤です。2点質問と、1点コメントです。

1点目は素朴な質問で、例えば提案というのはどんな提案が出てきているのかなど。例えば補助金の申請で書式を変えてほしいとか、そういうような執行ベースの話なのか、あるいは法令の改正を伴うような制度対応なのか、レベルが違いますよね。どういう提案が求められて出てきているのかなどということ。

それから、38ページに出てくる「実現できなかったもの」、こっちが重要ではないか。数は少ないかもしれませんが、これはどんなものがある、実際こっちのほうハードルが高いのかどうかということ。

実はもう一つ気になるのは、私は規制改革推進会議の仕事をしているので、こういうことがよくあるのです。「現行規定で対応可能」というのは、それは現場の勝手な解釈でやっていないというだけのことで、実はこういうのは意外と多いのではないかと。つまり、本当は政府は規制しているわけではないのに、現場が付度して規制されているものだと思います。判子行政が典型例なのです。私は今、判子廃止運動をやっているのです。やらなくていいことを意外と自治体はやり続ける。昔規制されていたからとか、昔省令にあったからと、改正されたのが伝わっていないというのがあるので、実はこの辺り、「現行規定で対応可能」というのをもうちょっと掘り起こして考えてみたほうがいいのかも。つまり、提案を待つのではなくて、こっちからアウトリーチ、実はこれはできるのですよという、できることをもっとこっちから発信したほうがいいのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○加藤参事官 主に3点ということよろしいでしょうか。

まず、1点目でございます。どういう提案が来るのかと。提案も大玉から小粒なものまで幅広くあります。それにつきましては、もうちょっとそろえていかなければいけないのではないかと見方もあろうかと思いますが、地方からは切実な声として寄せられるものですから、なるべくそれは取り組むような形にしております。

大玉的なものとしては、それこそ法律なり政令の中で、例えばこの施設には職員を何人置きなさい、こういう資格を持った人を何人置きなさい、それが非常に厳しいので、そうすると、例えば看護師さんを何人置くかということ、看護師さんの人数が今、地方は絞られていますので、それだとサービスすらできないというものがあつたりしますので、そういう提案もございます。

あと、先生から御指摘がありましたけれども、この補助要綱のこの書式は非常に面倒だ、あるいは時間がかかる、申請期間がこれだけだとその間に書式を整えるのは容易ではないとか、これを何とかしてくださいとか、あるいは書類がこんなに分厚いのもうちょっと圧縮してくださいとか、そういったところまで非常に幅広いものをいただいておりますので、千差万別といたしますか、非常に多様なものとなっております。それにつきましては、

大玉も小玉も対象となり得るもので、各省に投げられるものは投げて調整しているというところがございます。

2点目、「実現できなかったもの」。これも様々ございますが、例えばよく権限移譲につきまして提案もあるのですが、これについては非常に意欲的なところから提案が来たり、あるいは都道府県が、ここの部分はもう市町村でもいいのではないかとというところで市町村に下ろしたいという提案がなされる場合がございます。

例として、昨年ですと、介護保険法に基づく居宅介護支援に関する業務管理体制の監督事務権限を都道府県から一般市町村に移譲できないかという話がございました。これについては、ニーズがあればいいのではないかなという議論等もございまして、実際に移譲対象、ただ受ける側の市町村の判断というのが、体制整備というものがありますので重要だということで、そちらにアンケート調査等を行いました。その結果、受けられるというか、受けたいというところは少なかったというところがございまして、これについては実現に至らなかった。ただ、一部、都道府県と市町村それぞれのところで合意すれば、条例によって下ろせるとか、個別に下ろせるという規定はございますので、提案団体にはまずはそういうのを活用してはどうですかという形で整理した。ただ、提案自体に対しては実現できなかったということになりました。

そういったものも含めて様々でございますし、提案実現に至らなかったものについても、こういったやり方、運用ではあり得るのではないかとか、もっとこういう支障事例等を集めた上で提案したらいいのではないかとか、その辺のフォローも含めて丁寧な対応をしているというものでございます。

あと、現行規定で対応可能なものでございます。これは、確かに先生がおっしゃるとおりの部分がございます。いろいろ書いてあるのですけれども、明確に書いてあるわけではない。これについてはどうかな、というときに、地方としてもちょっと踏み込めないとか、あるいは出先機関等に伺うと、それはちょっとみたいなことを言われて踏み込めなかったもので、これについてはっきりさせてくれということが出てくる場合もございます。あるいは、こういう制度改正をしてくれというものが出てきて、制度改正には至らないのですけれども、もともとそこは本来許容しているはずだと。ただ、実際、そういう運用になっていたのであれば、ここまではやっていいとか、そういうことは通知なりで明確にしますということで解決に至っている例もある。

これは省庁のほうの受け止めもあると思うのですけれども、制度改正までというよりは、ある程度今までのところで読んでいるのですよというところを言うところも多いので、こういうふうな部分に落ちてくるというか、実際の処理がこちらのほうに寄ってくるということも多く見られるところがございます。

○山谷座長 申し訳ございません。

大幅に時間をオーバーしておりまして、もし御質問その他があれば、また小池さんのほうにメールをさせていただいて、後ほどお答えをしていただくということで御了解ください。

それでは、地方分権改革推進室、どうもありがとうございました。

○加藤参事官 ありがとうございました。

○山谷座長 続きまして、経済社会総合研究所より御説明をお願いいたします。

○佐藤総務部長 経済社会総合研究所、総務部長の佐藤と申します。本日はよろしく御願
いいたします。資料でいきますと、30ページと31ページになります。

まず、今回、ターゲットだったところの経済研修所のほうから先に説明させていただきます
ます。31ページを御覧ください。

○中山研究交流官 経済社会総合研究所情報研究交流部・経済研修所、研究交流官の中山
でございます。どうぞよろしく御願いたします。

最初に、人材育成について御説明したいと思えます。31ページでございます。達成すべ
き目標といたしましては、ここに書いてあるとおり、「政策担当者の企画立案能力や調査
分析能力の向上を図り、より効果的・効率的な経済政策等を実施することに寄与する」と
いうことにしております。

そのために、具体的な内容としましては、「内閣府及び他省庁職員に対して、計量経済
分析等の経済理論の講義や分析手法の技能研修等を実施し、経済分析等の専門知識及び手
法を習得させる」ということとございます。具体的に昨年度実施しました研修を記載して
おりますけれども、計量経済分析研修として、計量経済分析入門、時系列分析実習、パネ
ル分析実習を行い、加えて、経済社会関連統計研修として、季節調整法研修、GDP及び国民
経済計算に関する研修、あとアンケート調査、標本調査、またEBPMに関する研修等を行っ
ております。さらに経済分析等に役立つ研修ということで、Excel基礎、マクロ/VBA初級、
マクロ/VBA応用といったようなExcelの技能研修を実施しております。

測定指標1といたしまして、各研修におきましては研修終了時に受講者アンケートを実
施しております、そのアンケートでは5段階で評価していただいておりますけれども、
そのうち満足している、やや満足という回答の合計を満足度といたしまして、各研修にお
いて受講者の満足度が87.8%以上得られた場合には「目標達成」と考えております。

この87.8%というのは、5段階評価は平成28年から行っておりまして、28年から30年度
までの満足度の平均を目標値にしております。元年度につきましては、それが88.5%とい
うことで、目標は達成されたと判断しております。

測定指標の2番目につきまして、Excel技能研修については研修終了時にアンケート調査
のほかにレベルチェックテストを実施しております、このテストで技能の習得度を測る
ということで、10点満点のテストを行いまして、その点数が元年度につきましては8.7点以
上であれば目標達成したという判断をしております。この8.7というのは、レベルチェック
テストを開始した26年から30年度までの平均値でございます。元年度につきましては点数
が8.4ということで、おおむね目標は達成されたと判断しております。

参考指標としまして受講者の人数を記載しておりますけれども、それぞれの年度におい
て、それぞれの研修で若干人数の増減はございますけれども、大きく増えている部分につ

きましては、新たな研修が追加されたとか、そういう事情で増えているところで、例えば30年度については502名ですけれども、これは29年度に実はEBPM研修を追加いたしましたので、それで29年度が増えて、当初は参加者が多かったのですけれども、30年度は若干人数が減ったこと等がございました。令和元年度は、再び594人と増えておりますけれども、これは先ほど申しましたアンケート調査と標本調査は、以前は一つの研修として行っていたのですが、それを2つに分けたということで、その分、人数が増えたということと、EBPM研修は当初内閣府内だけだったのですが、それも他省庁に門戸を広げたということで、その分増えたという事情がございます。

評価結果としましては、先ほど申し上げましたように、測定指標1については目標を達成して、測定指標2はおおむね目標を達成したということで、引き続き目標達成に努めて、アンケート結果等を踏まえて、満足度が低い研修については内容とか講義の時間、そういった見直しを含めて検討していきたいと考えておるところでございます。

私からは以上でございます。

○佐藤総務部長 1ページ戻っていただきまして、30ページの「経済社会活動の総合的研究」というところを御覧ください。

達成すべき目標としまして、政策の企画立案・推進を支援するとともに、国民への情報提供を行うというものでございます。

概要としましては、経済財政部局、主に内閣府内の経済財政部局が一番深い関係を持っておりますが、それ以外も含めて内部部局との連携を図りつつ、経済に関するものが多いですが、計量モデル等の分析ツールの開発、あるいは経済を含めた理論を用いた政策の分析、GDP統計の改善に関する研究、景気指標の作成などを行っております。また、内外の研究機関との共同研究の実施など、専門的な研究の中身を深めることと普及に貢献をするように努力をしております。

元年度に実施しました具体的取組としまして、GDP統計の改善に関する研究につきましては、今、日本の産業連関表は物と物のクロスになっておりますが、ここでは産業と産業、つまり、ある産業がどの産業にどれぐらいのものを提供しているのか、あるいはどの産業のものを使っているのか、SUTと呼んでおりますが、supply use tableというものを使っている国が先進国では増えておまして、他方で実は日本はこの分野では若干遅れているということがあります。そのような形にするときに、今、その改定は統計結果を含めて全省庁で行っておりますけれども、GDPそのものをどのように推計していくのかであったり、主にGDP統計を作成するときに産業連関表を使っているということもございますので、本来的には作るのは総務省さんであると理解しておりますが、ユーザー側の立場としてこのようにつくってもらわないと実は推計ができないというものを逆算して、SUTの作り方を検討しているという研究を行っております。

また、デジタルエコノミーに関して、GDPの中でデジタルだけを取り出すというのは難しいところもございますが、試算としてシェアエコノミーやデジタルエコノミーなどを、サ

テライト勘定と呼んでおります、一般的な方法とは若干違うところで試行してつくってみるという研究を行ってございます。

あるいは、質に関して考慮するデフレーターに関して、教育や医療、介護というのは、単に値段だけではなくて、質が変わってきているものをどうやって評価して、主に名目値を実質化するときどういうものを使うと良いのだというものを検討する。少々専門的ではありますが、そういったことを行ってございます。

経済理論を用いた研究に関しては、家計の行動や企業行動に関する研究などを行っております。また、景気統計指標につきましては、景気統計の作成、公表。消費動向などは毎月、法人企業景気予測調査については四半期ごとに行う。そのような研究を行ってございます。

測定指標としましては、定量的指標に2つ書いてございますが、1つ目の研究の質というのはなかなか難しく、研究者に評価していただくところがありますので、ここでは景気指標に関するホームページのアクセスの件数が過去3年度分と同じであるということを目標としておりました。元年度は70万1533件のアクセスがあったところ、残念ながら達成できておりませんが、90%に届いているということで、おおむね達成はしているのかなと思っております。

もう一つは、研究の成果を公表しているホームページがございまして、5～6種類のディスカッションペーパーという研究所の研究者が研究したものや投稿論文を受け付けて査読をしている経済分析など、幾つか種類がございまして、そのホームページのアクセス数の過去3年度分を平均して2万6102件だったところが、元年度は6万3649とかなり大きく増えました。

この要因は必ずしもきっちり取れてはいないところもございまして、参考指標を御覧いただきますと、30年度が発表の論文が少ない年だったことから、その反動が来ている部分もあり、令和元年度には31本の論文を出しましたところ、かなり多くのアクセスがございましたので、もしかすると、注目されているタイミングで出すことが出来たのかなと考えておりますが、そういったことが影響している可能性がございまして。そういう意味では、指標2についてはおおむね達成したのかなと評価しております。

私どもからの説明は以上でございまして。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、私のほうから見えない会場にいらっしゃる佐藤委員と田辺委員、もしございましたらお願いします。

○田辺委員 では、私のほうから幾つか御質問させていただきたいと思っております。

今、私も社会保障・人口問題研究所というところにいるものですから、似たような悩みだなど思っているところなのですが、1点は全体の評価を見ていきたいために、これは幾つか事業をやっていますよね。例えば景気の統計の調査をして、それを発表するという業務と、あとは一連の研究のプロジェクトみたいなものと、あと、この中で研修みたいなもの

のをやっていたらしゃるのですけれども、これはエフォートの的にはどのくらいの割合になっているのでしょうか。各研究所の人によって違うというのはあると思うのですけれども、全体感がちょっと分からないものですから。例えば僕のところの研究所は研修というのはゼロですから。

2点目は、調査業務をやったときに、今年度の2月、3月はコロナで困らなかったですかという単純な質問でございます。そのときにどうなさって頑張ったかということが何かあればお願いいたします。

○佐藤総務部長 まず、お答えしやすい後者のほうから。

やはりかなり打撃というか、影響はありまして、3月頃にワークショップを開いて発表を予定していたものはどれも6月以降に後ろ倒しになるなど、成果発表が後ろにずれてしまった部分があります。また、会議の場で研究成果を発表することを目標としていたものについても、そういったことができなくなったものがあります。

ただ、研究そのものは、このようにオンラインで会議を行っているので、研究成果そのものの自体の進展はある程度はございますが、これもテクニカルな話ですが、私ども研究所の研究は個票という統計データを使っているものが多く、統計の個票は管理を厳しくする必要のあることから、自宅に簡単に持って帰れるものではなく、申請の上、所定の方法で利用するため、やはり個票を申請して分析する研究はどうしても影響を受けてしまって、職場に来る必要があります。しかし、週に1回しか来られないといった話になったときに、また、全員が集まれないというときに、その辺りはなかなか難しかった部分はあるなど。研究とはいえ、できない部分はあるなどというのが印象です。

また、どのエフォートにどの程度の職員で業務を行っているかについては、実は簡単には申し上げにくいところもありますが、ほかの研究所と違うかなと思うのは、私どもは統計を作っている部門が結構大きいので、イメージとしては120とか130ぐらいの定員とか実員がおりますが、その中の半分近くは国民経済計算というGDPを作る部署におりますので、そういう意味でマンエフォートという意味で申し上げますと、結構な部分は統計を作っております。さらに、景気統計を作成している部署も16人、17人おりますので、半分以上は統計を作る部署に使っているということになります。

そこはなかなか難しいところで、人の張り方はそうですけれども、アウトカムとしてどこまで求められているか。コンスタントに出さなければならない統計が多いものですから、公表日付が決まっている統計や、出し方が決まっている統計、あるいは統計委員会の御指導を仰ぎながら、作り方がきっちり決まっているものもございますので、自分たちでこう変えますということが簡単にできない部分もあります。そういう意味では、ここら辺は気を遣っています。

その意味で、本来的には経済社会の研究を数多く行いたいところもございますけれども、統計ベースの研究が多くなっている背景として、統計委員会から指定された作り方が結構難しいので、その点について研究せざるを得ない、どうしてもそこに影響を受けておりま

すので、かなりの部分はある意味で統計にエフォートを使わされているといった側面はあります。

研修は、人数的にはそれほど多くないですが、実は内閣府内だけではなくて、他省庁の方々にも、あまり多くはございませんが、まさにEBPMの研修を開催させていただいている他、こちらもそこまで多くはないですが、Excelを使って経済分析をしたいということで初歩的な研修なども行わせていただいております。そういう意味では、ちょうど今頃からは、今年オンラインが多いですけれども、秋頃には毎日研修しているようなスケジュールになるので、時期に応じてエフォートは変わってくることから、なかなか一言では申し上げにくいですが、大体そのようなイメージで受け止めていただければと思います。

○田辺委員 それで十分でございます。ありがとうございます。

ちなみに、景気関係の統計はコロナの影響はなかったのですか。

○佐藤総務部長 それについても実際には影響があり、景気の山・谷の判定が7月に出ておりますが、本来はもう少し早く材料はそろっておりましたところ、会議が開けなかったということもあって、影響を受けております。

一方で、新しい景気統計をつくるというのは、特にサービス部門があまり強くないものですから、どのように入れ込むかという点については作成と併行して早く出したいという思惑もあるので、そこに今後かなり力を入れなければいけないところがあると考えております。

○田辺委員 ありがとうございます。

○山谷座長 オンラインの先生方、御質問はありますか。よろしいですか。

かなり時間をオーバーしていますので、研究所からの御説明あるいは御質問はこれで打ち切らせていただきます。

研究所の皆さん、どうもありがとうございました。

○佐藤総務部長 どうもありがとうございました。

○山谷座長 時間をかなりオーバーしてやっているのですけれども、休憩を取らなくても大丈夫ですかね。大丈夫であればこのまま続けますが、よろしゅうございますか。

○笹川課長 こちらは大丈夫でございます。

○山谷座長 では、このまま継続いたします。

次は、宇宙開発戦略推進事務局より御説明をお願いいたします。

○小林参事官補佐 内閣府の宇宙開発戦略推進事務局の小林と申します。よろしくお願いたします。お時間も押しているということなので、簡潔に御説明できるようにしたいと思います。45ページから始まる総合評価方式の評価書になります。

宇宙と申し上げると、なじみのない方もいらっしゃると思いますので、簡単に申し上げると、宇宙といってもいろいろある中で、特に人工衛星にはいろいろな役割がありまして、身近なところだと気象衛星を天気予報に活用したり、あとはGPSにより位置情報をつかんで、皆さんがお使いのスマートフォンは常にその電波を受信することによって自分の位置

を把握するといったことに使われております。また、いろいろな衛星画像によって災害の被災状況といったものを把握していく。そういったところで、普段生活をしていて気づきにくいところがあるのですけれども、日常生活に非常に密接に関わってきているところと認識しております。

そうした上で、宇宙政策の推進ということで、これは平成20年に宇宙基本法ができてから我々は宇宙基本計画というものを策定しておりまして、それに従って施策を推進しているところがございます。直近では、今年の6月にまさに基本計画を改訂したところですが、この評価期間の平成27年度から元年度に関しては前期の基本計画に基づいて施策を推進したということがございます。

施策の目的というところでは、さらに宇宙の真理を追求するという意味での学術的な目的ももちろんあるのですけれども、むしろ宇宙を使って経済社会あるいは安全保障、こういった国益に資するということを目標にしていまして、安全保障の確保、災害対策・国土強靱化、宇宙科学・探査、経済成長、イノベーション、こういった国益に貢献しつつ、宇宙活動を支える産業・科学技術基盤を強化するというところを目標にしております。

関連予算ということで、宇宙開発そのものはいろいろな省庁にまたがってやっておりますけれども、ここでは内閣府自体の予算を記載しておりますけれども、おおむね200億から直近では400億弱ぐらいの規模感です。これは内閣府において、各省にまたがるようないろいろな調査事業や実証事業を実施していることに加えて、準天頂衛星、日本版GPSと呼ばれる、先ほど申し上げた位置を特定するための衛星を内閣府で開発しておりますので、そういった予算も含まれております。

8ポツの施策の実施状況というところで、前期の宇宙基本計画では、主に宇宙安全保障の確保、2つ目として民生分野の宇宙利用推進、3番目に産業・科学技術基盤の維持・強化、こういう3つの柱に沿って政策を推進しております。

簡単に申し上げますと、(1)の宇宙安全保障の確保については、昨今、宇宙がかなり安全保障上も重要だということになってございまして、衛星を使っていろいろな国の状況を把握するとか、位置を把握する、あるいは軍事上のいろいろな電波を受信するとか、そういった意味合いもございまして、そういった中で、ここに書いておりますのは、宇宙状況把握、例えば人工衛星の位置をどのように把握するか。また、ここにミッションアシュアランスと書いてありますが、人工衛星の機能をいかに電波妨害とかいろいろな障害から確保するか、あるいは早期警戒機能の強化と書いてありますのは、例えばミサイル防衛にどうやって人工衛星を活用するか、そういった観点の各種調査分析・企画立案を内閣府において行っております。

また、後段ですけれども、国際的なシンポジウムを開催し、国際的な協力体制を構築する、あるいは、最後ですけれども、特に日米関係上、宇宙というのは協力項目の一つとして非常に大きく取り上げられてございまして、日米宇宙協力というものを推進してきたところでございます。

(2) の民生分野の利用促進については、ここはまさに安全保障とは反対に、民生分野でいかに宇宙の利用を推進するかということで、昨今、衛星データを使っているいろいろなことが分かるようになってきたということで、我々はいろいろな実証事業をやってございます。例えば農業分野で衛星画像を使ってスマート農業と言われる分野で、衛星画像は非常に広範囲に撮れますので、畑の発育の状況を瞬時に把握することができる。それを使っていろいろな計画を立てたり、あるいは、先ほどの位置を特定する衛星を使って農機の自動運転みたいなことの実証をしたり、そういった活用の仕方があります。そういったことも含めて、いろいろな実証事業をやってございます。

また、ここにちょっと出ていますけれども、自治体との協力です。北海道、茨城、福井、山口、こういった自治体と一緒に利用の推進を図っているところでございます。

また、アイデアコンテストと書いておりますが、これはタイ政府とも連携してやっているのですけれども、宇宙を活用したいろいろなビジネスアイデアを一般の方に公募しまして、その中で非常にいいアイデアに賞金を出すということで、こうした宇宙を身近なレベルで利用を広げていくということも取り組んでございます。

また、後段ですけれども、準天頂衛星、先ほど申し上げた位置を特定する衛星を使って、農業、交通・物流、あるいは建設現場の建機の自動走行、そういったところも含めていろいろな実証事業を展開しているところでございます。

続きまして、(3) 宇宙産業・科学技術基盤の維持・強化ということで、ここはどちらかという制度ものでございますが、法律を2法所管してございまして、宇宙活動法と呼ばれる、人工衛星及びロケットの打ち上げの管理をするための法律と、もう一つは衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律、リモセン法と呼んでおりますが、この衛星を使って得たデータは安全保障上も機微なデータになる可能性もございしますので、その管理について許認可に係らしめているということでございます。この2つの法律を内閣府において所管し、執行しているところでございます。

また、宇宙ビジネスでは、昨今、単に人工衛星を上げる、ロケットを打ち上げることにとどまらない、いろいろなビジネスが進展してきておりまして、ここに記載しているサブオービタル飛行と呼ばれる、簡単に申し上げると、宇宙と空の間ぐらいの領域に構造物を飛ばして宇宙旅行に使ったり、そこからさらに人工衛星を上げるということもあるので、そういった新たなビジネスも登場してきています。そうすると、制度関係を含めてまだまだ現状は足りない、これからいろいろなことを考えていく必要があるということで、そういった新たなビジネスに対する環境整備にも取り組んでいるところでございます。

47ページ、政策効果の把握ということで、我々としても全てが定量的に把握できない中で悩みながら書いているところでございますが、必要性というところについては、宇宙は先ほど申し上げたようにいろいろな場面で利用が拡大してきていて、安全保障、経済社会における役割が大きくなってきている。ここは各国のいろいろな軍事上の舞台にもなって

きておりますし、他方、民間の利用も広がってきているという状況の中で、国際的な競争が非常に激しくなっているというところで、もちろん民間との適切な役割分担はございますし、民間ができる部分は民間でというところもあるのですけれども、政府としても引き続き推進していくことが求められているのだらうと思っております。

また、効率性のところですが、ここも我々内閣府として宇宙政策全体の調整機能を果たしております、我々がやった政策については関係省庁に共有し、適切に議論しながら進めているところでございます。また、またがる分野の調整を行う。こういったことも含めて、効率的な執行に努めているところでございます。

続きまして、(3)有効性ですが、それぞれ先ほど申し上げた安全保障、民生分野、科学技術基盤というところで、安全保障については、ここもこれを達成したから安全保障が確保されたということを言い切るのはなかなか難しいところであるのですけれども、安全保障についても様々な取組の中で、昨今、安全保障という領域の中での宇宙の位置づけというのが明らかに高まってきてございまして、これは防衛大綱においても初めて宇宙は死活的に重要な領域と位置づけられておりますので、こういったことからしても、安全保障上の宇宙の役割の重要性は高まっているのではないかと考えてございます。

②の民生の利用というところで申し上げますと、ここは利用が広がっているところではあるのですけれども、端的には、最近、台風災害等いろいろな災害時に衛星データが利用されるようになってきています。そうしたことも含めて、ここはまだまだの部分もあるのですけれども、そうした衛星を使っていろいろな社会課題を解決していくという取組が進み始めているということでございます。

また、民間の状況についても、ここ5年程度でベンチャー企業も10社程度から45社程度ということで非常に出てきておりますし、こうした企業の資金調達も、直近で申し上げるとコロナの状況もあるので、また見ていく必要はあるのですけれども、ここ5年の大きなスパンで見ると非常に活発化しているということが言えると思っております。

そうしたことを支える、③基盤、制度ということですが、宇宙活動法とリモセン法によって、もちろん安全に適切に宇宙活動が実施できるという面での基盤であるということもあるのですけれども、こういう制度があることによって、民間の事業者の方がどういふことを守れば宇宙活動が実施できるのかということが明確になることによって、より参入しやすい、そういった事業環境を作るということもこういう制度整備をすることの一つの目的でもあり、効果でもあるかなと考えてございます。この部分は、先ほど申し上げたような、新しい宇宙ビジネスの展開もございまして、引き続き、そうした民間の事業の進捗を踏まえて、必要な制度整備をしていくということが必要であると思っております。

以下は参考データですので、説明は時間の都合もありますので省略させていただきます。

49ページ目ですが、政策評価の結果ということで、これまで申し上げてきたとおり、前基本計画に基づき、安全保障、民生利用、基盤の強化というそれぞれの面で一定程

度の成果を上げたと考えております。他方、宇宙を巡る情勢は刻々と変化しているというのが現状でございます。安全保障における重要性や経済社会の宇宙システムへの依存度の高まり、リスクの深刻化、あるいは先ほど申し上げた民間、諸外国の活動の活発化、こういったことが本当にこの1～2年を見ても環境変化が激しいということでございますので、こういったことを踏まえてこの6月に宇宙基本計画を改訂したところでございます。

この宇宙基本計画は毎年工程表を改訂することになってございますので、毎年毎年、施策の進捗状況を検証し、見直しを必要に応じて行いながら、引き続き施策を推進していきたいと考えてございます。

また、10ポツですけれども、宇宙政策委員会という審議会を我々は開催させていただいております。これはほぼ毎月やっているぐらい、かなり活発に御議論いただいておりますけれども、施策については適時に有識者の方にご審議いただきながら進めているところでございます。

簡単ですが、私からは以上になります。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、もう既に挙手で質問の方がいらっしゃいますので、南島委員、お願いします。

○南島委員 御説明ありがとうございます。新潟大学の南島でございます。

御質問を申し上げたいのが、まず行政事業レビューのほうでは、ホームページのほうから拝見していると、宇宙利用拡大の調査研究、準天頂衛星システムが挙がっております。それから、予算費目のほうで言いますと、準天頂衛星の内容が2件、宇宙利用の拡大の調査研究が1件、衛星通信回線の利用料1件、衛星通信ネットワークの整備で1件、最後に科学技術イノベーション創造推進費で1件と、6費目が上がっております。

今回、総合評価方式で書かれた内容はさらにそれよりも広くて、宇宙基本計画との関係で書かれたのかなと思うのですけれども、役割分担といいますか、どれを見ればどれが分かるというのが分かりにくいので補足をしていただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

○小林参事官補佐 御指摘の点ですけれども、おっしゃるように、レビューシート自体は予算事業に限った範囲で記載しておりますので、非常に限定的な記載になっております。他方、こちらの総合評価方式は、予算に限らず、先ほど申し上げた制度であったり、国際的な関係も含めて総合的に記載しておりますので、対応関係は、ここがこの予算で、ここがこの予算ですということをきれいに整理することが難しいところでございます。そこは我々も悩みながら書いているというのが実情でございます。

○南島委員 ありがとうございます。総合評価方式で書かれるときに、内閣府の責任部分というのはどこでしょうか。実働部隊はJAXAになるかと思いますが、それ以外もあると思っておりますけれども、要するに、例えばJAXAに関しては所管が複数の省庁になっているわけですよね。内閣府は、いろいろ書いていただいておりますけれども、ここに書いていただいているのは全部責任を持って遂行しているというお話なのではないでしょうか。この一部ということ

なのでしょうか。

○小林参事官補佐　そういう意味で申し上げますと、御指摘のように、実行部隊としては科学技術の面ではJAXAですし、安全保障の面では防衛省になりますので、内閣府の領域として企画立案機能というところになります。ですので、我々もいろいろな調査分析をする中で、安全保障のためにいろいろな企画立案をするための調査分析をしますし、そういったものを防衛省と共有しつつ、実際に衛星を飛ばしたり、いろいろな監視をしたり、そういった実行部隊としては防衛省さんが行っておりますし、衛星を造ったりする部分はJAXAのほうでやっている。そのような役割分担であると思っております。

○南島委員　ありがとうございます。

役割分担の中で、総合評価方式で何を評価されたのかをもう一度教えてください。

○小林参事官補佐　そういった意味で申し上げますと、我々の企画立案がどのように最終的なアウトプットになったか、施策全体の推進、あるいは世の中との関係で、どのような影響を及ぼしたと言えるかどうかというのはまた御議論があるかと思えますけれども、そのような観点で記載させていただいてございます。

ですので、例えば民生分野で申し上げれば、最終的には民間の活動、例えば衛星データの利用がどれぐらい広がっているかなど、なるべくファクトに基づいて記載したつもりではあるのですが、もちろん我々がやっているのは主に企画立案という面もありますので、その因果関係をどのようにクリアに説明していくのがいいかというところは、正直申し上げて、なかなか悩みながら書いているところでございます。

○南島委員　ありがとうございます。

○山谷座長　どうもありがとうございました。

時間が押しておりますので、申し訳ございませんが、もうお一方だけ御質問があったら受け付けますが、いかがですか。会場の両先生、いかがでしょうか。

○佐藤委員　佐藤です。

そう言えば、この事業は昔、行政事業レビューでやったような記憶があったので。やはり政策体系をちゃんと作らないと、先ほど御指摘があったとおり、事務事業と施策の関係がよく見えないというのと、内閣府さんは、はざまビジネスと言う言葉は悪いですが、いろいろなところの隙間、本来、安全保障関係は国家安全保障局がやるわけだし、民間産業であれば経産省だって関わってくるわけなので、内閣府さんの立ち位置というのを明らかにして、政策体系を明確にしないと何をやっているのかがよく分からない、評価のしようがないと言わざるを得ないかなと思いました。

以上です。

○小林参事官補佐　そうですね。御指摘の点も我々も日々いろいろ悩みながらやっているのですが、日々、関係省庁との関係の中で役割分担、内閣府がやるべき領域というのを精査しながら進めていくということかと思っております。

○山谷座長　ありがとうございます。

それでは、もしまだ御質問その他がございましたら、後ほどでも結構ですので、事務局の小池さんのほうまでメール等でお問合せいただき、お返事をいただくという段取りでお願いできればと思います。

それでは、ただいまの宇宙開発戦略推進事業局、御説明、どうもありがとうございました。

○小林参事官補佐 ありがとうございます。

○山谷座長 では、終了いたします。

次は、子ども・子育てについてでございます。子ども・子育て本部より御説明をお願いいたします。

○泉参事官 子ども・子育て本部で少子化対策担当をしております泉と申します。お世話になります。資料1の51ページからです。

私どものほうは、平成27年～令和元年度ということで約5年間ですけれども、少子化対策基本法に基づいて少子化社会対策大綱という政府としての全体の政策パッケージを取りまとめて推進するということをしております。

施策の目的ということで、後ろにお付けしている、これは第3次の大綱ですけれども、56ページにございますように、施策の数値目標を指標という形で盛り込んでおりまして、この数値目標も見ながら施策を推進しているというところでございます。

それから、関連予算の執行額ということで、子ども・子育て本部自体の予算は非常に大きいのですが、内閣府のほうで実施しているものということで関連予算額は計上させていただいております。

それから、施策の実施状況ということで、政府全体になっているのですが、この5年間での主な実施状況ということで、第3次の大綱に取りまとめられている重点課題ごとに少し整理させていただいたものが53ページより後についている別添1になります。

第3次大綱ですと、一つは子育ての支援施策を一層充実するというので、子ども・子育て支援新制度という制度が2015年4月からありまして、いわゆる幼保の一元化をはじめとする様々な家庭のニーズに応じた子育て支援サービスを提供していこうという取組が始まっておりまして、具体的には量的な拡充と質の向上ということで取り組んでおります。

一つは受け皿確保ということで、待機児童問題をはじめとする量的な拡充。それから、保育士の処遇改善といった質の向上に取り組んでいるところです。

もう一つは待機児童の解消ということで、こちらも待機児童解消加速化プランに基づきまして受け皿を整備しておりまして、2020年度までに女性就業率80%に対応できる約32万人の受け皿を整備ということで、おおむね計画値のとおりに進んでいるという状況でございます。

そのほか、学童保育のほうの受け皿も整備する。まずは、こういった子育て世帯に対する支援サービスの受け皿の整備をもう一つ大きな柱として掲げております。

それから、若い年齢での結婚・出産の希望の実現ということで、一つは、若い世代がな

なかなか結婚しないというのは、結婚資金が足りないとか、適当な相手に巡り会えないというのがアンケート調査等に出ておりますので、まさに経済的基盤の安定とか、あるいはなかなか適当な相手に巡り会えないということで、自治体等が企業等とも連携しつつ、マッチングも含めた結婚支援をしていくといった取組も国として支援をしております。

それから、多子世帯への一層の配慮ということで、なかなか理想の数の子供が産めないというのは、経済的な負担、教育費等がかかるということもございまして、昨年10月から幼児教育・保育の無償化、今年4月から高等教育の修学支援ということで、そういった少しでも教育費用の軽減をしていくという取組も進めているところです。

そのほか、多子世帯への配慮ということで、子育て支援パスポート事業ということで、パスポートを提示すると提携店で割引があるのですけれども、自治体の中にはそういった多子世帯への配慮といったものもありますので、そういったものを全国共通で使えるようなこともやっております。

それから、やはり両立できる環境ということで、この間、働き方改革の法律も順次施行されておりますし、あとは出産直後からの男性の育休取得の促進ということもやっております。まだ割合としては男性の育休は少ないのですけれども、傾向としては年々増えているという状況でございます。

それから、地域の実情に即した取組ということで、これは内閣府で持っておりますけれども、交付金事業などを使いまして結婚の支援とか、あるいは機運醸成、広報啓発的なところも支援をしているところでございます。

あとは、先ほど申し上げた所要の施策につきまして、各段階に応じて切れ目なく支援をしていくことがあるということで、ライフデザイン、ライフプランニングのようなことを取組として行っています。あるいは、妊娠・出産期ですと、子育て世代包括支援センターの整備とか、産後ケアの充実といったところで支援をしていく。

それから、先ほど申し上げた子育てについては、経済的負担のほかに三世代同居・近居の促進とか、これは税制でやっておりますけれども、そういった取組もしているところでございます。

政策効果の把握ということでございまして、第4次の大綱が今年5月に閣議決定されるのですけれども、その際に有識者を交えた検討会を開催しております。少子化対策についての検証・評価も行っております。

それを踏まえて書かせていただいているのですけれども、一つは、今申し上げたように、経済的支援の拡充とか保育に、子育て支援という形でこの5年かなり力を入れてきてはいるのですけれども、2019年には出生数が90万人を割り込んでいまして、少子化がかなり深刻になっているという状況でございます。2019年の出生率も1.36ということで、2005年に1.26のところから少し落ち込んで、近年は微増してきているのですけれども、前の年より少し下がっているという状況でございます。

少子化の問題は、労働供給の減少とか、社会生活に非常に影響を与えるということで、

そこは引き続きやらなければいけないという必要性はあるかと思えます。

あと、効率性及び有効性でございます。少子化対策大綱としては、個々人が子供を持ちたいとか結婚をしたいという希望を実現できる隘路を取り除いていくという環境整備という視点でやっているところがございます。そういう中で幼保の無償化などやってきたところではあるのですけれども、そこがなかなか上がらないというところについては、やはりまだ希望がかなえられていない状況があるということで、引き続ききちっとやっていく。さらに、より一層の取組をしていかなければいけないという認識でおるところです。

政策評価の結果としましては、施策に関する数値目標ということで70余りの目標を掲げておりまして、どちらかというとな施策の進捗状況になってくるのですけれども、こちらについてはまだ全体の2割強ということで、今後も継続的に施策を実施する必要があると思っております。

第4次の大綱につきましては、経済的な負担の軽減ということでいろいろな施策も盛り込まれていることもございますし、大綱の策定の中でPDCAというか、施策の検証、何が効いて、何が効かないのかみたいな御指摘もありましたので、そういった検討会という形で立ち上げて、有識者の方も入っていただいて、施策の進捗状況をきちっと見ていくような会議を立ち上げて、しっかりやっていきたいと思っております。

拙い説明でしたが、以上でございます。

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、また御質問あるいはコメントをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

藤田委員、お願いします。

○藤田委員 学習院大学の藤田です。御説明、どうもありがとうございました。

今回の総合評価の対象施策としては、子ども・子育て支援策ということで、少子化社会対策大綱の中の一部になりますが、効果としても限定的であったという評価をされております。やはり少子化対策というのは男女の働き方の改革とか、その他の施策も含めて総合的に効果が上がるものだと思いますので、今回の対象となった子育て支援策の有効性をより一層高めていくために、ほかの分野との関連でどのようなことが必要とお考えかということに関して少し御教示いただければと思います。

○泉参事官 この大綱でどういったところが重点かということですか。うまく聞き取れなくてすみません。

○小池課長補佐 子育て支援策をさらに有効的に進めるためにはどうしたらいいかという御質問というふうに聞こえました。

○泉参事官 十分聞き取れなくてごめんなさい。今後、こういった少子化対策を進めていく上でどういったところをやっていくのが有効であるかということでしょうか。

○藤田委員 そうですね。働き方改革とか、ほかの関連の施策がそれぞれに講じられて、効果が相乗的に高まっていくものだと思いますので、そういった面で今回の子育て支援策

は効果としても限定的であったと思われるのですが、今後、その効果を高めていくためにほかの施策との関連性をどのように究めていったらいいのかということに関して、何かございましたら御説明いただければと思います。

○泉参事官 少子化問題というのは約30年言われ続けていて、その時々で対策を取っている中、なぜ出生率が下がり続けるのかというのはかなり言われているところではございますけれども、一つは、今までは、結婚しているカップルには2人ぐらい子どもがいたのですけれども、最近そこも減ってきているということもございますし、もう一つは未婚化・晩婚化が進んでいるということもございます。50歳で未婚の割合が1980年代だと女性も男性も4%ぐらいだったのですけれども、今、男性は4人に1人、女性は7人に1人未婚という状況でございまして、子供を産む前の、安心して結婚できるなとか、結婚したいと思う人が結婚できるような環境整備がまず一つ大事になってくるのかなと思っています。

それから、晩婚化・晩産化が進むと、子供が2人欲しいと思っても、どうしても1人になってしまったり、子供が授からなかったりということもございますので、なかなか難しいのですけれども、若い時期に子供を産んでも大丈夫だと思ってもらえるような環境づくりがとても大事なのかなとは思っております。

例えば、20代ですとキャリア形成の時期でもあるので、仕事との両立をどうするかとか、あるいは非正規であると経済的に不安定だと結婚ができないというところがございまして、その辺をどういうふうにしていくかということもとても大事かなと思っております。20代で結婚して、子供を産んでも何とかやるよねと思えるような環境づくりをどうやっていくかというのが、少子化対策の鍵なのかなとは思っておりますが、具体的にそれを実現するためにどれに一番力を入れてやっていけばいいのかというのは私自身も解がなく、今、いろいろ考えながら、皆様のお知恵も借りながら今後考えていきたいなと思っております。

○山谷座長 それでは、南島委員、手が挙がっていますが、手短にお願いします。

○南島委員 短く申し上げます。御説明ありがとうございました。南島でございます。

27年から令和元年までの中で、一番これはできたPRするべきポイントがもしありましたら、長く説明していただくと時間がないので、これだけは申し上げたいというお話がありましたらよろしく願いいたします。

○泉参事官 やはり幼児教育の無償化だと思います。特に生活が苦しい世帯にとっては、こういう形で公的な支援サービスを受けられるというのは、子供の発育だけではなくて、親にとってもよい影響がみられるとの調査結果もございます。こういったことが実現できたというのは一番大きいことだと思っております。

○山谷座長 ありがとうございます。

例によってまた時間がオーバーしてしまいました。御質問がもしございましたら、メールその他でお願いいたします。

それでは、子ども・子育て本部、御説明どうもありがとうございました。お疲れさまで

ございます。

○泉参事官 ありがとうございます。

○山谷座長 それで、以上の説明でヒアリングを終了といたします。

最後に、目標未達成時評価の方式をとっている政策について、事務局から御説明をお願いいたします。

○小池課長補佐 ありがとうございます。

今、第1グループ施策の説明が部局からありましたけれども、その中で幾つかの施策に関しての目標未達成時評価なる評価方式を取っておりますものがありまして、幾つかの事例を挙げて御紹介したいと思っております。

目標未達成時評価方式とは、目標達成である状態を基本としつつ、その目標達成されなかった場合のみ評価書を作成するというものですが、参考資料2を御覧いただければと思います。

参考資料2の58ページ、皆様には附箋が張ってあるかと思えますけれども、今の子ども・子育て支援の推進の中の「子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進」ということで、具体的には児童手当の支給に関する施策でございます。

目標として掲げられていますのが、「児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月から支給された者の割合」ということで、目標年度は毎年度、目標値95%以上となっておりまして、部局から聞きましたところ、今年度はサンプル調査ではあったそうなんですけれども、事務処理状況調査を行ったところ、99.8%ということで目標達成と報告を受けております。

続きまして、59ページのPKOに関する施策ですが、こちら目標未達成時評価を取っておりまして、何が測定指標と掲げられているかといいますと、「国際平和協力業務等に対する国連、現地政府等の評価」ということで、これが肯定評価になることを目標としているものでございます。

現在、南スーダンに司令部要員、連絡調整要員を派遣するとともに物資協力を行ったところだそうなんですけれども、これに関して様々なレベルで、例えば内閣府の政務官と国連の担当事務次長と意見交換がなされたりすることがありますが、総じて日本の支援に対する謝意が述べられるなど、国際的にも非常に肯定的な評価をいただいているということで、「目標達成」というふうにしていただくと部局から報告を受けているところでございます。

こちらからの説明は以上でございます。山谷先生、お返しします。

○山谷座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明で何か御質問はございますでしょうか。御意見でも構いませんので、お願いいたします。

会場のほうが見えていませんので、もし佐藤先生、田辺先生、ございましたらお願いいたします。

○笹川課長 会場の2人の先生方はございません。

○山谷座長 ありがとうございます。

オンラインの先生方はいかがですか。ございますか。

ございませんでしたら、御説明は了解したということで処理させていただきます。ありがとうございます。

それでは、ほかになれば、「令和元年度内閣府本府実施政策に係る政策評価書（案）」については、当懇談会としては特に意見はなしということで確定いたしますが、よろしゅうございますでしょうか。

会場の先生方は見えないので、お二方の先生、よろしゅうございますね。

（首肯する委員あり）

○山谷座長 ありがとうございます。

それでは、議題2に進みます。事務局、議題2をお願いいたします。

（議題2は非公開）

一通り各委員のコメント、御助言をいただきましたので、これで議題2は終わりにいたしたいと思います。ありがとうございます。私の不手際で時間をとてもオーバーしてしましまして申し訳ございませんでした。

それでは、事務局にお返しいたします。

○笹川課長 先生方、長い間、ありがとうございました。

次回の懇談会につきましては10月30日に開催いたしまして、引き続き第7次の基本計画で掲げられました検討事項について御議論いただく予定でございます。

それでは、本日は、長い間、ありがとうございました。これで閉会いたします。ありがとうございました。